

別紙4

介護施設内保育施設運営支援事業の留意点

- 1 保育施設は、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また、保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

- 2 実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

- 3 保育施設の種別

- (1) 保育施設の種別は以下の表1のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、児童数の算定に関しては、当該保育施設を利用する介護施設に従事する職員の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

表1. 保育施設の種別

種別 \ 基準項目	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

- (2) 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても、第2に掲げる保育サービスを提供するものとする。

- (3) 休日保育は、以下に掲げる日に第2に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、事業所を開所する日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

- 4 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率

- (1) 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数と保育児童数を乗じた金額を合計額とする。ただし、保育料収入相当額の算出に当たって、対象となる保育児童数の上限は表2のとおりである。

表2. 上限人数

種別	保育児童数
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

## (2) 負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の保育施設を運営する施設の決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の保育施設運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、保育施設運営費は、保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

ア 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の保育施設利用職員の児童数を、基準児童数2.6で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

イ その他の経費は、保育施設運営費支出予定額から、保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち、県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

ウ 標準人件費は、年額3,186,000円とする。

## (3) 負担能力指数による調整率

負担能力指数による調整率は、表3のとおりとする。ただし、保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用せず、調整率を1.0とする。